

## 揭示事項（施設基準等）

# 当院は保険医療機関です

令和 6 年診療報酬改定に基づき、施設基準等で定められている書面揭示事項について掲載します。

## 厚生労働省令や療養担当規則等で定められた基準

### 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。また公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨をお申し出ください。

### 選定療養費について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金が発生します。

### 保険外負担に関する事項について

診断書料 1,000 円～5,000 円

マッサージ治療代 100 円

マスク代 50 円

OS-1(1 本) 216 円

## 施設基準関連

### 取得している施設基準一覧

- ・医療DX推進体制整備加算
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・在宅時医学総合管理料の注 15（施設入居時等医学総合管理料の注 5 の規定により準用する場合を含む。）及び在宅がん医療総合診療料の注 9 に規定する在宅医療情報連携加算
- ・外来後発医薬品使用体制加算

## 施設基準に関する書面揭示事項

### 医療情報取得加算

当院では、施設基準を満たす医療機関として、オンライン資格確認によって患者さんの同意を得て診療情報を取得し、それらを診療に活用することで、質の高い医療の提供に努めてまいります。正確な診療情報を取得・活用するため、マイナ保険証のご利用にご協力をお願いいたします。

### 医療 DX 推進体制整備加算

当院では、医療 DX について以下の対応を行っています。

- ・オンライン請求を行っています
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています
- ・電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています
- ・電子処方せんの発行については現在整備中です
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を今後導入予定としています。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛け、ポスター掲示を行っています

### 一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。そのなかで、当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

### 外来後発医薬品使用体制加算

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。

医療費の削減につながり患者様の負担を軽減した治療を提供することが期待されています。

医薬品の供給不足が発生した場合、患者様に必要な医薬品を提供するために、以下のよう  
な対応を行います。

- ・代替品の提供供給不足の医薬品に代わる同等または類似の効果が期待できる別の医薬品を提供します。

- ・用量・投与日数の変更医薬品の用量を調整することで、現在の処方量での治療を継続することが可能な場合があります。
- ・医師が患者様に適切な用量を決定し医薬品を調剤します。

患者様の安全と健康を考え、医薬品の供給不足に際しても適切な対応を行います。

### **生活習慣病管理料（Ⅰ）、（Ⅱ）**

当院では、主に高血圧、糖尿病、脂質異常症の生活習慣病対策として、患者さんの状態に応じて診察医をはじめとする職員がおおむね4か月に1回、個々に「療養計画書」を作成・更新いたします。また、個々の状態に応じて医師の判断のもと28日以上長期投薬またはリフィル処方箋の交付が可能となります。

医療法人小松会 くらたけ小松医院